

# 野外焼却は原則禁止されています！

## ★ 野外焼却(野焼き)禁止の概要

廃棄物の野外焼却は、法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律「廃掃法」)で原則禁止されています。また、法律に適合しない焼却炉等を使用しての焼却も同様です。  
違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられます。さらには、法人等に対しては3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

## ★ 野外焼却はなぜダメなのか

野外焼却は、焼却温度が低い燃やすものによっては、ダイオキシン等の有害物質が発生し、人の健康や自然環境に深刻な影響を与えます。また、火災を引き起こす危険性も考えられます。



## ★ 野外焼却禁止の例外行為について

原則禁止されている野外焼却において、以下の行為については、例外として扱われます。

### ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

河川管理者が、河川管理のために伐採した草木等の焼却、海岸管理者が海岸管理のために回収した漂着物等の焼却などが該当します。

### ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

災害時や災害復旧時の木くず等の焼却、凍霜被害防止のための稲わら等の焼却、火災予防訓練時の模擬火災等の焼却、道路管理者が道路管理のために剪定した草木等の焼却などが該当します。

### ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

どんど焼きや地域行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却、お焚き上げにおける不要となったお守りや人形等の焼却、寺院における不要となった塔婆等の焼却が該当します。

### ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

農業者が農地管理または害虫駆除のために行う稲わらや農作物の残さ、または、あぜ道や用排水路等を除草した刈草等の焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物や流木等の焼却などが該当します。(造園業や植木屋等は、農業や林業に含みません)

### ⑤ 焚き火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

一般家庭における木くずや木の葉等の焼却、風呂炊きや暖をとるための薪や木くずの焼却、バーベキュー、キャンプファイヤーなどが該当します。  
(一般家庭の可燃ゴミであっても生ゴミ、紙類、プラスチック、ビニール類の焼却はできません。)

## ＜＜関係法令＞＞

廃棄物の焼却禁止について(廃掃法第16条の2)

違反に対する罰則について(同法第25条第1項第15号、同法第32条第1項第1号)

焼却禁止の例外について(同法施行令第14条、厚生省通知平成12年9月28日衛環第78号)

# 野外焼却の例外行為に対する留意事項

- ◆ 野外焼却の例外行為であっても、焼却行為を行う場合には、火災に十分留意して消火するまで、その場を離れないことに加え、周囲の住宅環境に配慮して苦情が出ないように努めてください。  
なお、剪定枝、木の葉及び除草した刈草等については、通常のごみ収集で取り扱えますので少量であっても焼却することなく、収集場所へ出すか、小山川クリーンセンターへ直接搬入してください。  
また、次のような場合は、行政指導の対象となり、焼却を中止していただく場合もありますので、十分注意してください。

- 周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合（家の中に多量の煙が入ってきて困る、いつも焼却され洗濯物にススがついて困る等の苦情がある。）
- 軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響は少ないが、頻繁に焼却をしている場合
- 道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合

更に、例外行為に便乗して、廃プラスチック、廃ビニール、廃タイヤ等の廃棄物を焼却した場合は、違反による罰則の対象となりますので、分別を徹底し、専門業者へ依頼する等、適正な処理をお願いします。

※ あくまでも例外であることを十分認識していただき、火災の危険性や、周辺住民にぜんそく等の呼吸器系疾患を持つ方がいる可能性など、いろいろな状況が想定されますので、できるだけ野外焼却は控えてください。

## 野外焼却に対する問い合わせについて

このように野外焼却には、法律により例外行為とされている焼却もありますので、その点につきましてはご理解をお願いします。

例外扱いできないと思われる焼却により困っている場合には、次の点を了承していただき環境推進課又は支所環境産業課までご連絡ください。

- 野外焼却の状況等についてお伺いします。（焼却場所、焼却物、行為者の氏名等）
- 現場の状況確認等のため、通報者の氏名、住所、電話番号をお伺いします。（行為者に対して、通報者の氏名等を教えることはありません）

なお、火災等の危険性がある場合には、消防署へご連絡ください。

また、産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。）の焼却や常習性（複数回の行政指導にも従わず焼却を繰り返すこと。）がある等の悪質な場合には、最寄りの警察署へ連絡してください。



市民の皆さまのご理解と  
ご協力をお願いします。

### お問い合わせ先

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 【本庄地域】：本庄市 経済環境部 環境推進課   | ☎ 0495-25-1173 |
| 【児玉地域】：本庄市 経済環境部 支所環境産業課 | ☎ 0495-72-1334 |